

電気供給約款<東北電力エリア【低圧】> 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>3 定義</p> <p>(21) 小売電気事業者</p> <p>当社との取次託送契約に基づきお客さまに電気を供給する、小売電気事業者である株式会社サイサン（小売電気事業者登録番号 A0015）をいいます。</p>	<p>3 定義</p> <p>(21) 小売電気事業者</p> <p>当社との取次託送契約に基づきお客さまに電気を供給する、小売電気事業者である株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015）をいいます。</p>
<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、令和元年10月1日から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、令和4年6月1日から実施いたします。</p>
<p>(新規追加)</p>	<p>5 この供給約款の実施にともなう切替措置</p> <p>令和4年5月31日以前から電気の供給が継続し、令和4年6月1日から令和4年6月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金における燃料費調整額の算定については、別表2（燃料費調整）(1)イにより算定される平均燃料価格が47,100円を上回る場合は、平均燃料価格を47,100円とみなして算定いたします。</p>

<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>(㊦) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、47,100 円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(㊧) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,100 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、47,100 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (47,100 \text{ 円} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>(㊦) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(削除)</p>
---	---